

秋田県総合評価落札方式（建設工事）運用の手引きの改正について

1 主な改正理由

- （１）評価基準の適正化および最新の実績等を反映した適切な評価・運用の改善を図るため。
- （２）技能者の待遇改善を推進するため。

2 主な改正内容

【評価項目の追加・拡大】

- （１）「建設技能者を大切にする企業の自主宣言の有無」を追加
- （２）現場配置される技能者の CCUS レベルに応じて加点となる「熟練技能者の現場配置」を追加
- （３）「災害協定等に基づく活動実績」について、加点対象の協定を「秋田県と締結する諸協定」へ拡大

【評価項目・運用の見直し・除外】

- （４）各評価項目における評価対象年度を更新
- （５）技術提案型及び施工計画型の対象となる工事の要件等を明確化
- （６）技術提案型を適用する工事の請負対応額（適用金額）を改正
- （７）「登録基幹技能者等の配置」における評価対象工種の見直し
- （８）予定価格の制限の範囲内で入札した者が１者である場合において、技術資料の審査を省略できるよう見直し
- （９）「週休２日制工事の実施証明書の有無」および「企業におけるパートナーシップ構築宣言の公表の有無」を評価対象から除外

3 適用期日

令和８年１０月１日以降に入札公告を行う建設工事について適用する。